

医療法人生寿会 介護医療院ごきその杜 入所利用重要事項説明書

(重要事項説明書の目的)

第1条 介護医療院ごきその杜（以下「当施設」という。）は、本重要事項説明書を使用し、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを説明します。

(適用期間)

- 第2条 本重要事項説明書は、利用者が介護医療院入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、別紙1及び別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除、終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び扶養者が、本重要事項説明書に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者及び扶養者が、当施設・当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供にともない必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び

明細書を、毎月20日までに作成し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のある等緊急やむを得ない場合は、院長又は施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(個人情報保護)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。

- (ア) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - (イ) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関をご紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 当施設は、事故発生時には適切な処置をするとともにご家族へ連絡し、場合によっては医療機関と連携をとり搬送します。

(非常災害対策)

第 11 条 当施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難・救出等訓練を行います。

- ・防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置 他
- ・防災訓練：年 2 回（うち 1 回は夜間想定）

(虐待防止措置)

第 12 条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置き、虐待防止指針整備、定期的な委員会開催、定期的な必要な研修を行います。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員並びに、名古屋市介護保険課施設指導担当（電話 052-959-2592）・昭和区保健福祉センター福祉部福祉課（電話 052-735-3911）及び国保連合会（電話 052-971-4165）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛の文書で所定場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 介護保健施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

【別紙 1】 医療法人生寿会 介護医療院ごきその杜のご案内

(2025 年 8 月 1 日現在)

1 介護医療院サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人生寿会
代表者氏名	理事長 島野 泰暢
法人所在地 (連絡先)	名古屋市昭和区山花町 50 番地 (電話 052-761-3225・FAX 番号 052-761-3238)

2 入所者に対してのサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	医療法人生寿会 介護医療院ごきその杜
介護保険 事業所番号	(事業所番号)
施設所在地	名古屋市昭和区御器所二丁目 9 番 7 号
連絡先	電話番号：052-872-1902 FAX 番号：052-872-1904

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。また入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ち、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 8 階建	
敷地面積 (延べ床面積)	2,345.31 m ² (4,672.82 m ²)	
開設年月日	2012 年 3 月 1 日	
入所定員	48 名	
療養室	個室 16 室	9.64～10.83 m ²
	4 人部屋 8 室	32.77～35.13 m ²

診察室	1 室	11.29 m ²
機能訓練室	1 室	260.31 m ²
談話室	2 室	
食堂・レクリエーションルーム	2 室	
浴室	一般・特殊	63.87 m ²

(4) 職員体制

管理者	(氏名) 鶴見 達也
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	職員を指揮監督し、施設業務全般を管理・監督する。	1 名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	1 名以上
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	8 名以上
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	8 名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	1 名以上
支援相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1 名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。	1 名以上
診療放射線技師	医師の指示を受けて、診療の用に供するエックス線装置を使用して検査を行います。	実情に応じた必要数
管理栄養士	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1 名以上
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。	0.2 名以上
その他職員	事務等、その他業務を行います。	実情に応じた必要数

3 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
看護及び医学的管理の下における介護	入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じた介護を行います。
施設サービス計画の作成	入所者の状態を評価し、生活の希望を踏まえて施設サービス計画を作成します。

食 事	食事（原則として食堂をご利用いただきます） 朝食 8 時 0 0 分 昼食 1 2 時 0 0 分 夕食 1 8 時 0 0 分
入 浴	入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する方には特別浴槽で対応します。 入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただけます。但し、利用者の身体 の状態に応じて清拭となる場合があります）
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り 離床に配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行 われるよう援助を行います。

4 協力医療機関及びに歯科医療機関

【協力医療機関】	医療機関 ごきそ腎クリニック 所 在 地 名古屋市昭和区御器所二丁目 9 番 7 号 電話番号 052-872-1900 FAX 番号 052-872-1906
【協力医療機関】	医療機関 かわな病院 所 在 地 名古屋市昭和区山花町 5 0 番地 電話番号 052-761-3225 FAX 番号 052-761-3238
【協力医療機関】	医療機関 覚王山内科・在宅クリニック 所 在 地 名古屋市千種区覚王山通九丁目 1 9 番 8 KIRARITO 覚王山 2 階 2A 号室 電話番号 052-757-5218 FAX 番号 052-757-5233
【歯科医療機関】	医療機関 ごきそ歯科 所 在 地 名古屋市昭和区御器所通 3－7 ST ステーションビル 2 階 電話番号 052-733-7055